

事務連絡  
平成 26 年 7 月 15 日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

東日本大震災に伴う保険診療の特例措置に関する  
利用状況等の資料提出依頼について

「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について（平成 26 年 3 月 14 日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）」に記載した特例措置の利用状況等の把握についての取扱い等を下記のとおりとするので、東日本大震災に伴う保険診療の特例措置を利用している保険医療機関等に資料の提出を依頼するようよろしくお願いしたい。

記

- 1 地方厚生（支）局は、平成 26 年 7 月 11 日（金）までに保険医療機関等より提出された「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の利用に関する届出書」（別添 1）の写しを、平成 26 年 7 月 23 日（水）までに、下記担当宛に報告すること。  
なお、福島県の保険医療機関等から平成 26 年 7 月 11 日（金）以降に届出があった場合は、速やかに報告すること。
- 2 「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の利用に関する届出書」（別添 1）による届出を行った保険医療機関等は、平成 26 年 7 月 1 日（火）時点の特例措置の利用状況等について、平成 26 年 7 月 30 日（水）までに地方厚生（支）局に資料を

提出すること。その際、利用している特例措置ごとに提出が必要な資料（別紙1～12、様式1～3等）については、「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の概要」（別添2）に記載しているので、それに沿って対応すること。

なお、福島県の保険医療機関等が、平成26年7月11日（金）以降に「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の利用に関する届出書」（別添1）により届出を行おうとする場合は、併せて、届出時点の特例措置の利用状況等について、利用する特例措置に応じて別紙1～12、様式1～3等を提出すること。

3 地方厚生（支）局は、上記2により提出された資料の内容を確認し、報告内容を取りまとめ、平成26年8月6日（水）までに、下記担当宛に報告すること。

なお、福島県の保険医療機関等から平成26年7月11日（金）以降に届出があった場合は、速やかに報告すること。

また、提出された資料の内容に疑義等がある場合（例：別紙1の記述が粗く、特例措置の利用の必要性が判断できない場合）には、必要に応じて当該保険医療機関等への訪問調査、電話照会等により状況を把握し、併せて下記担当まで報告すること。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係

TEL：03-5253-1111(内線 3288)

FAX：03-3508-2746

**別紙資料一式ダウンロード（zip）はこちらをクリックしてください。**